

## 函館市景観アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市都市景観条例（平成7年函館市条例第14号。以下「景観条例」という。）第40条の規定による都市景観の形成に努めようとする者に対する技術的援助として、専門的立場から次条各号に掲げるアドバイス、協議および助言（第7条において「アドバイス等」という。）をする函館市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(アドバイザーの業務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 函館市景観アドバイス制度実施要綱に基づくアドバイス
- (2) 景観形成住宅等建築奨励金交付要綱に基づく事前審査における協議
- (3) 函館市景観登録建築物制度実施要綱に基づく現状変更行為についての協議
- (4) 景観条例第16条の2第1項および函館市屋外広告物条例（平成17年函館市条例第41号。以下「広告物条例」という。）第10条の3第1項の規定による事前協議における市長に対する助言
- (5) 景観条例第16条の2第3項および広告物条例第10条の3第3項の規定による事前協議の協議事項を定める際の市長に対する助言
- (6) 景観条例第16条の4第1項および広告物条例第10条の5第1項の規定による変更協議における市長に対する助言

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、建築、デザイン、色彩等に関する分野において、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。

- 2 アドバイザーは、再任されることができる。
- 3 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、そ

の委嘱を解くことができる。

- (1) アドバイザーから委嘱の辞退の申し出があったとき
- (2) 市長が、必要があると認めるとき

(守秘義務)

第5条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(審議会との関係)

第6条 アドバイザーが業務を行うときは、景観条例第41条に規定する函館市都市景観審議会（この条において「審議会」という。）の審議経過等を尊重するものとする。

- 2 市長が必要と認めるときは、審議会に業務の結果等について報告するものとする。

(謝礼)

第7条 市長は、アドバイザーが業務に従事した場合は、次のとおり謝礼を支払うものとする。

- (1) 第2条第1号から第4号および第6号に掲げる業務 1回につき  
9,000円
- (2) 第2条第5号に掲げる業務 1回につき4,500円
- (3) 第1号および前号の規定にかかわらず、軽微なアドバイス等 1回につき4,500円

(庶務)

第8条 アドバイザーに関する庶務は、都市建設部都市デザイン課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

(アドバイザーの任期の特例)

第2条 この要綱の施行の日以後最初に選任されたアドバイザーの任期

は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成15年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に既に選任されているアドバイザーは、第3条の規定に基づき委嘱されたアドバイザーとみなし、当該アドバイザーの任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。